

# 委任状の取り扱いに係る注意点

## 1 様式の違いについて

従来は委任状提出時に、すべての自治体で押印を必要としておりましたが、令和4年4月1日以降、申請自治体ごとに押印の必要有無が異なります。そのため「委任状」と「委任状・使用印鑑届」に様式を変更いたします。

【押印が不要な場合】委任状（様式E - 5）

【押印が必要な場合】委任状・使用印鑑届（様式E - 8）

各自治体にどちらか1種類を御提出ください。

## 2 提出自治体の違い

変更申請におけるそれぞれの提出先は以下の通りです。

委任状（様式E - 5） 押印不要	委任状・使用印鑑届（様式E - 8） 押印必要
埼玉県、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、上里町 （計24自治体）	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、川島町、長瀨町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田ポートルース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合 （計42自治体）

## 3 委任状・使用印鑑届（様式E - 8）の使い方の違い

代理人を置く場合：「委任状」としてご使用ください

Aにチェックを入れて委任者と受任者の印を2か所押印

代理人を置かない場合：「使用印鑑届」としてご使用ください

Bにチェックを入れて押印

使用する押印についてのお問い合わせは各申請自治体へご相談ください。